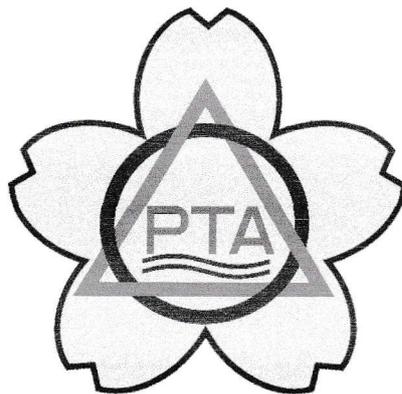


令和6年度

# 定例総会 要項

日 時 令和6年5月18日（土）14：00

場 所 尾 道 国 際 ホ テ ル



尾道市PTA連合会

一市民総参加でこどもを守り、育てる<sup>まち</sup>地域宣言都市 尾道一

尾道市民総参加 <sup>おとな</sup>子育て親育ち10ヶ条

- 《あいさつ》 「おはようで始まる幸せな一日」  
☆☆朝のあいさつでみんな幸せな気分☆☆
- 《親の学び》 「叱らずに 聞いてあげよう 子の気持ち」  
☆☆最後まであせらずに親もゆとりをもって耳をかたむけよう☆☆
- 《日常生活》 「はきものを そろえて心 ひきしまり」  
☆☆そろえてあると気持ちいいね・まずは家の玄関から☆☆
- 《個性》 「十人十色 人と違って 当たり前」  
☆☆みんなといっしょじゃなきゃいけないの？☆☆
- 《見守り》 「見逃すな!! 大事なサイン 子の悩み」  
☆☆日々の様子、しっかり見てたらわかるかも？☆☆
- 《日本人の誇り》 「受け継ごう 日本の文化 礼儀やマナー」  
☆☆美しい日本の文化は大切にしましょう☆☆
- 《親の愛情》 「子育ては 叱るも誉めるも 親心」  
☆☆叱ることもほめることも、愛しているからよ☆☆
- 《親の余裕》 「ボタンかけ も少し待とうと 深呼吸」  
☆☆「早く！早く！」…禁句ですね☆☆
- 《子どもからのメッセージ》 「夢いだき 子どもが見てるよ 大人の社会」  
☆☆子どもが夢をみれるような社会をつくろう☆☆
- 《地域の役割》 「子宝は 地域社会で 目を配る」  
☆☆子どもは地域の宝。市民みんなで見守り育てたいですね☆☆

## 総 会 次 第

1. 議事
  - ① 令和5年度会務報告
  - ② 令和5年度決算報告および監査報告について
  - ③ 令和6年度会長の任命について
  - ④ 令和6年度役員及び会計監査選出
    - ・会長 1名
    - ・副会長 9名
    - ・会計監査 2名
  - ⑤ 令和6年度活動方針(案)・事業計画(案)について
  - ⑥ 令和6年度予算(案)の承認について
  - ⑦ 令和6年度事業日程・参加要請について
  - ⑧ その他
  
2. 【資料】
  1. 会則
  2. 功労者規定

(1)令和5年度 会務報告

◎市P連関係

総会	5/13	尾道国際ホテル
年度末総会	3/1	しまなみ交流館大会議室
実行委員会	5/10 11/29 2/14	市P連事務局
正副会長会議	6/7 10/11 2/7 4/10	市P連事務局
執行役員会議	6/14 7/12 9/6 1/10	市P連事務局
会計監査	5/8	市P連事務局

◎市P連OB会

第34回総会	11/25	グリーンヒルホテル尾道
--------	-------	-------------

◎広島県PTA連合会関係

全小・中学校PTA会長研修会	6/2	広島ガーデンパレス
全小・中学校会員研修会	—	—
理事会	6/14 7/6 8/2 11/2 12/14 1/19 3/6	県P連事務局
評議員会	5/11	広島ロードビル
総会	6/2	広島ガーデンパレス
広島県PTA研究大会	—	—

◎中国ブロックPTA関係

第53回日本PTA中国ブロック 研究大会 広島大会	8/25～8/26	広島県
------------------------------	-----------	-----

◎日本PTA全国協議会関係

第71回日本PTA全国研究大会 広島大会	8/25～8/26	広島県
-------------------------	-----------	-----

◎市P連親睦ソフトバレーボール大会

開催日	9月10日(日)	会場	びんご運動公園 メインアリーナ・サブアリーナ
大会成績	順位	ガチリーグ	ゆるリーグ
	優勝	百華繚乱	順位なし
	準優勝	長江	
	第3位	吉和鳴滝	

◎尾道市教育フォーラム

【開催なし】

◎その他

教育に関する要望書提出	7/27	市長・議長・教育長
-------------	------	-----------

◎他団体との連携

青少年健全育成尾道市民会議	尾道地区租税教育推進協議会	尾道市食育推進委員会
尾道市社会教育委員会	尾道市子ども会育成連合協議会	尾道市図書館協議会
みなと祭常任委員会・役員会	尾道市国際交流推進協議会	尾道市学校保健会
いじめ問題対策連絡協議会	尾道市囲碁のまちづくり推進協議会	社会を明るくする運動
尾道市立幼稚園PTA連絡協議会	放課後子どもプラン運営委員会	電子メディア対策委員会
尾道市明るい選挙推進協議会	尾道市公民館運営審議会	灯りまつり実行委員会

各種団体と継続して活動を展開

第2号議案 令和5年度決算報告および監査について

令和5年度歳入・歳出決算  
(令和5年5月1日～令和6年4月30日)

※本項は非公開といたします

## 1.尾道市 PTA 連合会 令和 6 年度会長所信

第 25 代会長 工藤孝之

日頃より、それぞれの P T A 活動にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、ご縁をいただき、令和 6 年度、尾道市 P T A 連合会会長を拝命しました、工藤孝之と申します。

世界最小の微力ではございますが、この 1 年を全身全霊全力で、そして、誰よりも楽しむことを忘れずに駆け抜けて参りたいと思っております。

いつのときでも「すべては子どもたちの笑顔のために」を胸に掲げ、すべての判断は「それは子どもたちの未来の笑顔に繋がるか」を一番の判断基準とし、子どもたちの「楽しい！」をもっともっと引き出せる P T A 活動を、皆様と輪になって、実践していきたいと思っております。

### 保護者の皆様

どうか 1 年、私に力を貸してください。

私も、皆様と同じ一人の子どもの保護者として、小学校 6 年間、中学校 3 年間、子どもたちが幸せな日々を過ごすことを心から願っています。

かけがえのない子どもたちの毎日に、「P T A が出来ることはなにか」を懸命に考え、その答えを実践していきます。

私は信じています。

大人たちが最高の笑顔で活動する P T A は必ずつくることができるということ。

そして、その笑顔は必ず子どもたちの笑顔に繋がるということ。

### 教職員の皆様

子どもたちが生きる毎日の多くの時間は、「学校」という世界が待っています。

9 年間、「学校」で過ごす時間は、私たち保護者と向き合いながら過ごす時間よりも、圧倒的に多いのかもしれない。

私たち大人も経験したことがなかった「コロナ禍」を経験している子どもたちは、当たり前と思っていたことが、尽く当たり前ではなくなりました。

運動会も、修学旅行も、楽しい給食の時間さえも、多くのことを経験できず、知らない子どもたちがたくさんいます。それは決してこの子たちの責任ではありません。

どうか、私たちとともに、愛情深く、子どもたちと向き合ってくださいたら幸いです。

子どもたちへ

誰がなんと言おうと、私たちはあなたたちの味方です。

心からあなたを愛しています。

あなたの笑顔を見たくて、毎日の仕事も家事も頑張っています。

そして、この PTA 活動も、きっと理由は同じです。

あなたがここにいてくれたからこそ、出会えた「出会い」もたくさんあります。

「ありがとう」と言える毎日をこれからも私たちと一緒に過ごしてね。

最後に

今年の尾道市 PTA 連合会はワクワクするような大きな行事を 3 つ実践します。

子どもも大人も「楽しい!」と思える時間を提供できるように、本部役員と各 PTA 様と一丸となつて、前を向いて歩いていきたいと思っています。

市 P 連の存在意義とはなにか。

私たちだからこそ出来ることはなにか。

それぞれの PTA 同士の繋がりを、より強く持ち、嬉しい情報を共有し、お互いを尊敬し、支え合える組織づくりを目指します。

この 1 年、是非、私たち市 P 連に巻き込まれてください。

皆様の「しょうがないなあ。一緒にしてやるか!」を心よりお待ちしております。

1 年間、突っ走ります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 尾道市 PTA 連合会 会長予定者 工藤孝之 PTA 活動歴

時系列		P T A 活 動 歴
平成 26 年	4 月	高須小学校 PTA 副会長就任
平成 30 年	4 月	同 会長就任 (令和 6 年にて会長 7 年目となります)
令和 3 年 (2021 年)	4 月	同 PTA 活動ボランティア制度導入
	5 月	尾道市 PTA 連合会 (以下、市 P 連) 副会長就任
	10 月	「高須小灯りまつり 2021」をコロナ禍の中、実施。新聞への取材掲載多数
令和 4 年 (2022 年)	3 月	尾道市教育委員会より「きらり賞」受賞 (児童、教職員、PTA 連名にて)
	4 月	高須小 PTA にて「PTA 任意加入説明・加入意思確認」実施
	8 月	高須小 PTA 「星空映画祭」を市内で先駆け、市 P 連共催にて実施

	10月	高須小学校創立 150 周年記念 PTA として下記の記念行事を同日に運営 「式典」「らんま先生講演」「大花火打上げ」「灯りまつり 2022」実施
	11月	「令和 4 年度優良 PTA 文部科学大臣表彰」全国表彰受賞
令和 5 年 (2023 年)	2月	市 P 連 規約改定担当として従事
	3月	テレビ新広島「ライク」や中国新聞などの特集取材放映、掲載
	5月	市 P 連 研修会 講師講演「すべては子どもたちの笑顔のために」
	8月	市 P 連 「学校へ泊まろう！」企画立案メンバーとして実施
令和 6 年 (2024 年)	2月	世羅郡 PTA 連合会 研修会 講師講演「タイトル同上」
	5月	市 P 連 会長就任予定
この他にも、数々の PTA 改革を実施		
子どもたち、保護者、教職員、全員の笑顔あふれる PTA づくりを目指し歩み続けている		

## 2. 令和6年度 事業計画(案)

### ①「市民総参加で子どもを守り育てる地域(まち)宣言都市おのみち」の推進

- ・「子育て親(おとな)育ち10ヶ条」普及活動の推進
- ・地域、学校、市教委との交流と連携
- ・市行事(尾道みなと祭、灯りまつり等)との連携
- ・子育て、教育に携わる諸団体との交流と連携

### ②体育・交流・親睦事業

- ・市P連親睦ソフトバレーボール大会 【体育部】 9/15
- ・PTA会長研修会 【総務部】 未定
- ・各種親睦事業の推進 【交流推進部】
- 「学校へ泊まろう! 2024」 7/13~7/14

### ③文教・研究事業

- ・尾道市教育フォーラム(仮) 【文教部】 11/9
- ・第72回日本PTA全国研究大会川崎大会 8/23~8/24
- ・第56回日本PTA関東ブロック研究大会川崎大会 8/23~8/24

### ④広報・安全事業

- ・「市P連だより」の発行(年2回) 【広報部】 1・3学期末
- ・ホームページの更新 【広報部】 随時
- ・「こども110番」事業等、安全に関する事業の充実 【安全部】
- ・電子メディアへの取り組み 【安全部】

### ⑤その他

- ・教育諸条件の改善を推進
- ・「いじめ」「ひきこもり」「不登校」「非行」「心身症」「発達障害」等の諸問題に対する取り組み

## 3. 事業日程(案)

### ◎市P連関係

定例総会	5/18	尾道国際ホテル
正副会長会議	7/3 9/4 11/6 1/8 3/5 4/2	市P連事務局
執行役員会	6/5 8/7 10/2 12/4 2/5	市P連事務局
年度末総会	3/7	未定
実行委員会	5/8 11/27 2/12	市P連事務局
PTA会長会議	未定	未定

### ◎市P連OB会

OB会総会	未定	未定
-------	----	----

### ◎県P連関係

総会	6/6	広島ガーデンパレス
会長研修会	6/6	広島ガーデンパレス
県P研究大会	12/7	広島ガーデンパレス

### ◎中プロ関係

中プロ大会	11/2	山口市
-------	------	-----

### ◎日P関係

全国大会	8/23~8/24	川崎市
------	-----------	-----

### (2) 事業

#### ◎一般

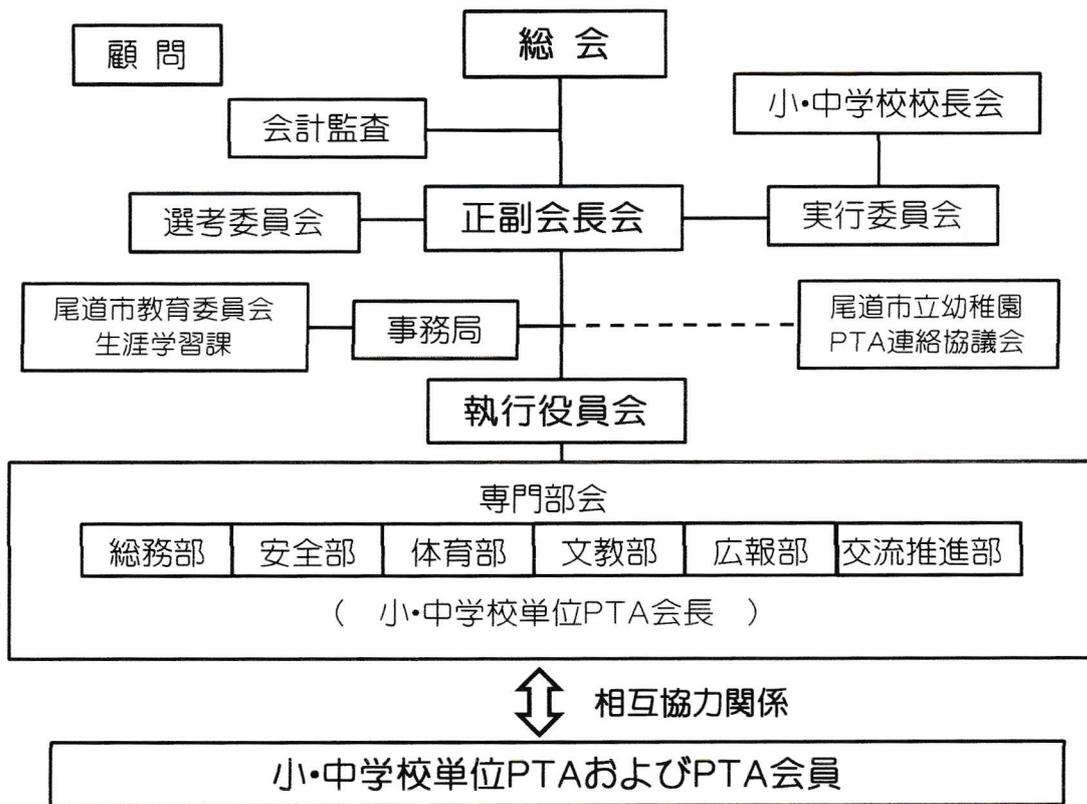
教育に対する要望書提出	未定	尾道市役所・教育会館
-------------	----	------------

第6号議案 令和6年度予算の承認について

令和6年度 歳入・歳出予算  
(令和6年5月1日～令和7年4月30日)

※本項は非公開といたします

# 令和6年度 尾道市PTA連合会 組織図(案)



## 令和6年度 尾道市PTA連合会役員名簿

### 【正副会長】

《会長》工藤 孝之(高須小)  
 《筆頭副会長》本村 勝信(三幸小)  
 《総務部副会長》吉居 伯武(美木中) 《安全部副会長》宮地 寛行(高須小)  
 《体育部副会長》長谷部 栄太郎(浦崎小) 《文教部副会長》檀上 朋宏(浦崎中)・峯松 幸平(重井小)  
 《広報部副会長》浅井 友浩(向島中) 《交流推進部副会長》安本 皇(日比崎小)・添田 文(御調中央小)  
 《会計》梶矢 哲博(向東中)・大瀬戸 亮一(長江中) 《監査》檀上 信彦(浦崎小)・井上 智仁(吉和小)  
 《書記》竹田 昌美(三成小)・川野 沙織(栗原中)

### 【役員(各PTA会長)】

#### <小学校(順不同)>

《久保》小川 玲香 《山波》川上 真司 《長江》安部 昭一郎 《土堂》村上 優美 《栗原》細谷 崇  
 《栗原北》寺本 裕樹 《吉和》岡田 哲明 《日比崎》加度 亮平 《三成》井田 和宏 《美木原》辻川 李巴栄  
 《西藤》熊野 真綾 《浦崎》佐藤 哲久 《向東》鎰広 徹 《御調中央》野田 育美 《御調西》福田 賢治  
 《高見》高野 哲成 《向島中央》平尾 友哉 《因島南》廣康 千春 《因北》杉原 麻衣子 《重井》野田山 晃和  
 《瀬戸田》原田 充明

#### <中学校(順不同)>

《久保》三好 幸子 《長江》松本 三佐子 《栗原》松原 正侍 《吉和》榊原 靖貴 《日比崎》杉 裕子  
 《美木》福永 尚美 《高西》秦 弥紀 《浦崎》檀上 泰晴 《百島》四宮 充 《向東》秋元 敏宏 《御調》西原 伸  
 《向島》安保 英樹 《因島南》上杉 清華 《因北》井上 康弘 《重井》村上 誠司 《瀬戸田》池田 洋

### 【顧問】

吉浦 史貴 村上 純平 明上 浩之 高橋 武也 村上 節子

### 【事務局】

《事務局長(教頭会)》砂田 文美 《事務局員》大工谷 純可

### 【各所関係】

《教育委員会生涯学習課担当課長》井上 伸一郎 《小学校校長会会長》衛藤 朋弘 《中学校校長会会長》吉用 和弘

# PTA功労者表彰規定

尾道市PTA連合会

- 第1条 この規定は、市P連が表彰する対象と、その申請並びに決定の手続きを定めるものである。
- 第2条 被表彰者及び団体は次の各号の1つに該当するものとする。
1. 他の模範となるPTA活動を展開し、その成果を収めた単Pに対し、適切な機会をとらえて表彰状と記念品をおくり表彰する。
  2. 県P連役員及び評議員又は代議員で、PTA発展のために貢献をした者に対して、市P連として適切な機会をとらえて表彰状と記念品をおくり表彰する。
  3. PTA会長としてそのPTA活動に貢献し、退任した場合、総会において感謝状をおくる。なお3年以上、小中学校を通して会長をし退任した場合は市教育長に、また市P連役員を4年以上し退任した場合は市教育委員会に、市P連会長を3年以上し退任した場合は市長にそれぞれ申請するものとする。
  4. その他表彰を必要とする事例が生じた場合は審議の上決定する。
- 第3条 県P連役員及び評議員又は代議員で、PTA発展のために貢献をした者に対して、県P連会長宛表彰状を申請するものとする。
- 第4条 市P連会長は、市P連役員会において慎重審議し被表彰者並びに団体を決定するものとする。
- 付 則 この規定は昭和56年5月1日から実施する。

(資料1)

## 尾道市PTA連合会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本連合会は尾道市PTA連合会と称する。  
 第2条 本連合会の加盟単位は市内における小中学校PTA(育友会等之に準ずる)とする。  
 第3条 本連合会の事務局は、広島県尾道市東久保町20-14(おのみち生涯学習センター内)に置く。

## 第2章 目的

- 第4条 本連合会は尾道市内各小中学校PTA相互間の連絡と協力をはかることにより、各単位PTAの発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 執行役員会

- 第5条 本連合会は、その運営並びに企画立案のため、執行役員会を置く。  
 第6条 執行役員会には次の役員を置く。  
 1. 尾道市PTA連合会会長(以下市P連会長)1名、尾道市PTA連合会副会長(以下、市P連副会長)7名以上(内、筆頭副会長1名・部会担当副会長6名以上)、書記・会計若干名、部会員(各単位PTA会長)。  
 2. 市P連会長は役員資格者の中から選考委員会において選考し、年度末実行委員会で推薦され、定例総会において承認を得る。  
 3. 市P連副会長、書記、会計は役員資格者の中から選考委員会で選出し、定例総会において承認を得る。書記、会計については他の役職との重任を妨げない。  
 4. 部会員は各単位PTA会長が担い、市P連会長により各部会へ選出される。  
 5. 役員任期は1年とする。ただし、留任は妨げない。  
 6. 役員に欠員を生じた場合は市P連会長が補欠を任命し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員は尾道市内小中学校に児童生徒が在籍する会員であって、次の資格をもつ者から選任するものとする。  
 1. 単位PTA会長  
 2. 母親代表  
 3. 単位PTA会長または市P連役員の経験者  
 4. 市P連会長が特に必要と認めた者
- 第8条 役員は定例総会において承認を得、総会終了後ただちに就任する。
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。  
 1. 市P連会長は会務を総括する。総会および実行委員会、並びに全ての集会を招集し、議長となる。  
 2. 市P連副会長は市P連会長を補佐し、市P連会長に事故があるときはその職務を代行する。市P連副会長職務の細則は別に定める。  
 3. 部会長は各部会を総括し、本会事業の円滑な運営を図る。  
 4. 書記は各会議の議事を記録し、議事録を作成する。記録、通信その他の書類を保管する。  
 5. 会計は事務局を補佐し、会計事務を処理する。予算の立案について協力する。  
 6. 部会員は市P連会長、市P連副会長を補佐し、本会の円滑な運営のために協力する。
- 第10条 執行役員会は本会の目的を達成するため、次の部会、及び特別部会を置く事ができる。部会の細則は別に定める。  
 1. 部会は、次のものを置く。  
 ①総務部  
 ②文教部  
 ③体育部  
 ④安全部

- ⑤広報部
- ⑥交流推進部

2. 上記各部の部会長は、副会長がこれを務めるものとする。

第11条 執行役員会の業務執行を円滑に進めるために、次の会議を置く。

- 1. 執行役員会議
- 2. 正副会長会議
- 3. 部会会議

第12条 1. 執行役員会議は、市P連会長、市P連副会長、書記、会計、部会員により構成し、本連合会の運営に関する企画立案に関する審議を行う。  
2. 執行役員会議は、実行委員会開催前、その他必要に応じて市P連会長が召集し、議長を務めるものとする。

第13条

- 1. 正副会長会議は、市P連会長、市P連副会長により構成し、執行役員会の企画立案に関する意見交換を行う。
- 2. 正副会長会議は、必要に応じて、市P連会長がこれを招集し、市P連会長が議長を務めるものとする。

第14条

- 1. 部会会議は、市P連会長、及び部会所属の市P連副会長(部会長)、役員により構成し、各部会の運営、業務執行に関する企画立案、審議を行う。
- 2. 部会会議は、必要に応じて、市P連会長、市P連副会長(部会長)がこれを招集し、議長は副会長が務めるものとする。

## 第4章 会計監査委員

第15条 本連合会の経理を監査するために、2名以上の会計監査委員を置く。

第16条 会計監査委員は、選考委員会の推薦により総会において選出され、総会終了後ただちに就任する。

第17条 会計監査委員はその年度の会計を監査する。

第18条 会計監査委員は必要に応じて随時、会計監査を行う。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 顧問

第20条 本連合会の目的達成のため顧問を置く事ができる。

第21条 顧問は市P連会長が委嘱し、本連合会の諮問にこたえる。

第22条 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 事務局

第23条 事務局長は市P連会長がこれを指名委嘱(原則として教頭会の会長)する。その任務は次の通りとする。

- 1. 事務局長は事務局を統括する。
- 2. 定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 3. 事務局員は必要に応じ、諸連絡事項を正確に各加盟PTAへ伝達する。
- 4. 事務局員は会計を補助し、経理の処理と、その収支を正確に記録する。

## 第7章 総 会

第24条 本連合会は原則として毎年5月第3土曜日に定例総会、3月に年度末総会を開く。総会は市P連会長が招集し議長となる。その他、必要に応じて市P連会長が臨時総会を招集することができる。

第25条 総会は本会の執行役員、各小中学校校長、事務局並びに会計監査委員によって構成し、その過半数(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。また、決議は本会則に特段の定めがない限り構成員の過半数によるものとする。

第26条 総会の議事は次の通りとする。

1. 定例総会
  - ①前年度事業報告
  - ②前年度決算報告・承認
  - ③本年度事業計画(案)・承認
  - ④本年度予算(案)・承認
  - ⑤役員承認
  - ⑥会則の改正
  - ⑦その他、実行委員会による決議・承認事項の承認
2. 年度末総会
  - ①会則の改正
  - ②その他、実行委員会による決議・承認事項の承認

## 第8章 実行委員会

第27条 本連合会は、総会開催前に実行委員会を開催し、総会に提出する議案、承認事項に関する審議、承認、及び執行役員会の決定事項であり、本連合会の運営に関し特に重要な事項に関しての審議、承認を行う。

1. 実行委員会は市P連会長が招集し議長となる。
2. その他、必要に応じて市P連会長が臨時実行委員会を招集することができる。

第28条

1. 実行委員会は下記の者を以って構成する。
  - ①市P連会長、副会長
  - ②小学校校長会会長、副会長
  - ③中学校校長会会長、副会長
2. 実行委員会は構成員の過半数(委任状を含む)以上の出席を以って成立し、決議は構成員の過半数によるものとする。ただし、上項①の議決権保有者は4名とする。

## 第9章 選考委員会

第29条 役員ならびに会計監査委員の選考は次のとおり行われる。

1. 11名の委員からなる選考委員会を次の方法によって組織する。  
退任執行役員の中から選考委員長を選出し、執行役員会の中から10名を選出する。
2. 市P連会長候補者を年度末総会までに選考する。
3. 役員候補者、並びに会計監査員を定例総会までに選考する。
4. 候補者の選考は、選考委員会によってなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

## 第10章 会費

第30条 本会の経費は会費その他をもって支弁する。

第31条 本会の会費は加盟単位PTAの5月1日現在の児童・生徒数に基づいて1人につき年額200円の割合で算出する。

第32条 本会の会費は6月末日までに徴収納付するものとする。

第33条 本会の会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

## 第11章 会則

第34条 会則の改正は総会において構成員(委任状を含む)の3分の2以上の賛成によってなすことができる。

令和5年3月3日施行

# 尾道市PTA連合会 細則

第1条(細 則)  
会則第10条にもとづき、本会の細則を定める。

## 第1章 部 会

第2条(部 会)  
1. 本会の目的を達成するため部会、及び特別部会を置く。  
2. 特別部会は必要があるとき会長が招集する。

第3条(構 成)  
1. 部会の構成は次とする。  
総務部、安全部、体育部、文教部、広報部、交流推進部。  
2. 特別部会は執行役員会の決議により構成する。

第4条(役 員)  
1. 各部会にそれぞれ部会長1名、副部会長若干名、書記若干名を置く。  
2. 部会長は市P連会長が委嘱する。副部会長、書記はそれぞれの部において選出する。

第5条(任 務)  
1. 部会長はそれぞれの部を代表し、部会員を招集して議長となる。  
2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。  
3. 書記は会議を記録し、議事録を作成する。  
4. 各部は協力して単位PTAの相互交流の推進、市P連親睦事業、収益事業を運営する。

## 第2章 副会長の職務

第6条(職 務) 副会長の職務は次のようにする。  
「筆頭」 会長の補佐。市P連各会議の運営。各事業の支援と調整。他団体との渉外。  
「総務部」事務局の運営。予算立案。会議の議案作成。各行事における受付の運営。  
各単Pの情報収集。相談窓口。  
「文教部」3年ごとの尾道市教育フォーラムの担当。講演会、セミナーの企画立案と運営。  
「体育部」親睦球技大会の担当。体育事業の企画立案と運営。  
「安全部」こども110番事業の担当。児童・生徒の生活と安全に関する企画立案と運営。  
「広報部」広報誌の作成。ホームページの管理。各事業の広報。  
「交流推進部」会員の相互交流機会の企画立案と運営。研修・PTC・収益事業の運営。

## 第3章 慶弔規定

第7条(慶 弔) 会員および児童、生徒、学校教職員の慶弔に対しては、次のとおり慶弔の意を表すものとする。  
1. 児童、生徒死亡の場合は、香典料5,000円、弔電。  
2. PTA会員(学校教職員を含む)死亡の場合は、香典料5,000円、弔電。  
3. 以上の規定の他、特別な慶弔の事情が生じた場合は、会長の権限で措置することが出来る。

## 第4章 改 正

第8条 本細則は総会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 別 表

### ブロックの構成

久保中学校ブロック	久保中学校	久保小学校	山波小学校	【3校】
長江中学校ブロック	長江中学校	長江小学校	土堂小学校	【3校】
栗原中学校ブロック	栗原中学校	栗原小学校	栗原北小学校	【3校】
吉和中学校ブロック	吉和中学校	吉和小学校		【2校】
日比崎中学校ブロック	日比崎中学校	日比崎小学校		【2校】
美木中学校ブロック	美木中学校	三成小学校	美木原小学校	【3校】
高西中学校ブロック	高西中学校	高須小学校	西藤小学校	【3校】
浦崎・百島中学校ブロック	浦崎中学校 百島小学校	百島中学校	浦崎小学校	【4校(実質3校)】
向東中学校ブロック	向東中学校	向東小学校		【2校】
御調中学校ブロック	御調中学校	御調中央小学校	御調西小学校	【3校】
向島中学校ブロック	向島中学校 三幸小学校	高見小学校	向島中央小学校	【4校】
因島南・因北・重井中学校ブロック	因島南中学校 因島南小学校	因北中学校 因北小学校	重井中学校 重井小学校	【6校】
瀬戸田中学校ブロック	瀬戸田中学校	瀬戸田小学校		【2校】
協 賛 会 員	尾道中学校			【1校】

